

【協議事項 6】 基幹相談支援センターの設置について

1 基幹相談支援センターの目的

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、以下の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2）と位置づけられている。

- 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助。（法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及び種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。（身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 49 条第 1 項）

障害者総合支援法 第 77 条の 2（基幹相談支援センター）

第 77 条の 2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 基幹相談支援センターの設置主体と設置方法

基幹相談支援センターの設置主体は市区町村である。また、市区町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う事業者又は特定相談支援事業（以下「一般相談支援事業者等」という。）を行う事業者も設置することができる。

また、市区町村単独ではなく、複数市区町村による設置も可能であり、人口規模や相談支援の体制、人材確保の状況等の地域の実情に応じた最も効果的な方法により設置することができる。

当面の間は、市が設置し運営する。令和4年度より障がい福祉課内に設置する。

3 基幹相談支援センターの業務内容

（1）総合的・専門的な相談支援の実施

- 障害者の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

当然のことながら障害者をひとくくりにはできず、それぞれの人が多種多様な障害特性や生活ニーズを持ちながら生活をしている。計画相談支援等の個別給付で提供する支援は、基本的には障害福祉サービス等を利用する意思が明確である人が対象となる。

また、計画相談支援については主な対象となる障害種別を設定することもできるため、必ずしも全ての障害種別に対して専門的な相談支援を提供することができない場合もある。

そうした場合に、障害者等が困りごとについて、まず、相談できる場所として総合的かつ専門的な相談支援を提供する基幹相談支援センターの機能は重要である。この機能は、障害者等にとって地域において安心して生活ができる重要な要素となるからである。

（2）地域の相談支援体制の強化の取組

- 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言

計画相談支援等を実施している事業者の中には、必ずしも各障害について専門的な知識や技術を持ち合わせていない相談支援専門員が配置されている場合がある。特に新規に開設される事業者などでは、経験の浅い相談支援専門員が配置される場合も多く、配置される相談支援専門員の人数も1名から2名と少人数の体制であることも少なくなく、事業所内での専門的な指導や助言を行うことは難しい状況となる。こうした状況に対して、計画相談支援事業者等の相談支援専門員に対して専門的な助言や指導を実施する。

具体的な実施の方法としては、研修会や必要に応じ計画相談支援事業者等を訪問し、相談支援専門員の相談支援を行っていく中での困りごとなどに対して直接助言や指導を行ったり、計画相談支援を実施している現場に同行して面接などの実際の支援の場面において手本を見せたり、支援の直後に助言や指導を行うなど効果的な取り組みを検討し、実施する。

- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言を行い、地域としての人材育成の体制を整えていくことも重要な役割である。

具体的な実施方法としては、面接方法やアセスメント方法、各障害種別の特徴等を学べる研修会などを企画したり、定期的に各計画相談支援事業者が事例を持ち寄っての事例検討会を開

催したりするなどを検討し実施する。

また、計画相談支援事業者が作成するサービス等利用計画やモニタリングの結果について、その内容や表現方法等について助言等を実施し、各相談支援専門員が主体的にスキルアップを図れる環境を整える。

○ 地域の相談機関との連携強化・地域自立支援協議会の活性化

障害者等の地域生活を支える仕組みの要となる相談機関として、障害者を主な支援対象としている相談機関を始め、民生委員や地域包括支援センター、子ども子育て支援拠点、保健所や地域の拠点病院、特別支援学校、ハローワークなどの各種の相談機関との連携強化を図る。

具体的には、地域自立支援協議会を中心とした地域の連携強化を図るため、協議会の事務局を担い、運営を行う。各種の相談機関にも参加を促し、地域における課題等について共有を図り、場合によっては具体的な課題解決の協議にも協力を要請する等である。また、他の相談機関が実施主体となっている協議会などに基幹相談支援センターとして参画することで連携を強化することも想定される。

○ 相談支援システム導入 情報共有化と事務の効率化・データ化と地域特性の分析

相談支援の業務は、業務日誌、個別記録や会議録など事務量も多い。書式等が統一されない場合、個々人でワード、エクセルなど記録方法や各個人のフォルダやファイルの残し方、記録の取り方もケースによって様々で、書き方や報告書の基準もなく、各相談員の方法で行っては、各相談員の経験年数や力量に左右される可能性が大きく、記録の方法にバラつきがあると情報共有、評価等に差が出てくる。可能性があることが上げられる。行政への実績報告についても指定の書式へ入力し直し、提出するなど事務量が負担となる。事務時間に時間を要してしまうことで、相談者との関わる時間が減少する、リアルタイムに相談内容を記録出来ない事で情報共有や評価が遅れる等が考えられる。相談内容をデータ化することで、相談支援事業の業務であるケースワーク、グループワーク、コミュニティワーク、マネジメント等多岐に渡る業務が事業所や地域、相談支援専門員のスキルにより、相談支援の形や中身に「違い」があり、「差（バラつき）」の大きい事業と言われたことから、相談支援の質の向上とある程度の「差(バラつき)」を解消することが可能となる。具体的には、以下のことが上げられる。

① 記録の作成・検索業務等の省略化が図れる。

日々の業務日誌、相談者のフェイスシート、相談記録、会議録などを統一された方法で作成でき、事業所内ですぐに情報が取り出せ、共有することが出来る。台帳が簡単に綺麗に印刷できることはもちろん、同じ書式であることは確認のしやすさにも繋がる。

② 妥当性のある比較検討が出来る

新規の相談が入った場合、困難なケースの場合等、ケース記録、ケース会議記録を用いて、振り返り、評価、支援の方向性の検討がスムーズに行うことが出来る。各相談支援専門員の支援方法もデータとして見ることができ、経験年数の差による支援方法のバラつきをなくしたり、支援の質を高めたりすることが可能になる。

③ 相談支援事業・業務の振り返りが可能となる

業務状況や相談実績を一括統計処理することが出来ることで、それら統計から様々なことを検証や評価することが可能となる。事業所における相談支援事業の実態が把握でき、相談支援そのものを客観的に強化することも出来る。また、地域の診断や地域の課題も抽出できる材料にもなり、そこから地域づくりに繋がる可能性もある。

④ 個別支援会議は自立支援協議会の命綱

様々なケースの支援を協議する個別支援会議は、地域の特性を知る上でも重要であり、その会議がデータ化されることで、地域の課題が見え、現状ではできないことを協議会へ上げていき、解決方法を議論することに繋がる。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 施設等から地域生活への移行や定着を促進していくためには、地域での生活が難しいと考えられている入所・入院（以下「入所等」という。）している障害者や施設等の職員に対して、適切な支援を受けることができれば地域での生活が可能となる場合があることを分かりやすく伝えていく必要がある。

地域移行を希望する障害者に対しては、個別給付による計画相談支援や地域相談支援により、障害者本人の希望に応じた個別の支援により退所等を目指していくことになる。

しかし、知識や経験が不足していることで地域移行したいという意思表示をできない障害者等がいる。そうした人たちが地域移行への意思を表明するための啓発活動は重要な取組となる。また、地域移行を進めていくためには、障害者を地域へ引っ張り出し受け止める支援も重要であるが、施設等が押し出す支援も重要である。施設等が地域移行に積極的に取り組んでもらえるような啓発活動も重要となるのである。

具体的には、第6期障がい福祉計画に示した地域移行の3年間で6名という数値目標を達成に向けて、各施設等を訪問して、障害者等に対しての個別や集団での地域移行に向けて利用できる支援の説明会などを実施したり、職員に対して同様の取組を行う。または、施設等の関係者に（自立支援）協議会で実施する地域移行や定着に向けた課題等についての協議に参加を促していく。

○ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

地域移行・地域定着を進めていくためには、地域において障害者を支えるための体制を構築しなければならない。地域移行支援や地域定着支援を実施する一般相談支援事業者の活動を充実させることに始まり、生活の受け皿となる共同生活援助事業（グループホーム）の整備や一人暮らしを支えるための居宅介護、自立生活援助などの充実を図ることが重要であり、現状の社会資源では足りないのであればその充足に向けて、地域に働き掛けや地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を実施していく。

(4) 権利擁護・虐待の防止

○ 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る。

○ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

障害者虐待防止法に示されている障害者の虐待防止に関する事業を実施する。具体的には、障害者虐待に関する通報窓口の機能、擁護者による障害者虐待の防止や虐待を受けた障害者の保護のための障害者及び擁護者に対しての相談、指導及び助言、障害者虐待の防止及び擁護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う。

4 人員体制

障がい福祉課自立支援係担当主査を査察指導員（スーパーバイザー）として兼務、障がい福祉課自立支援係職員 1 名（社会福祉士）を主任相談支援員として兼務させ、相談支援専門員を 4 名（会計年度任用職員・社会福祉士等専門職）及び医療的ケア児等相談支援専門員（会計年度任用職員・看護師） 1 名の合計 7 名体制で臨む。

○宜野湾市障がい者等基幹相談支援センター設置要綱（案）

令和 4 年 月 日
告示第 号

（設置）

第 1 条 地域における相談支援の中核的な役割を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宜野湾市障がい者等基幹相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 宜野湾市障がい者等基幹相談支援センター
- （2）位置 宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号（福祉推進部障がい福祉課内）

（組織）

第 3 条 センターにセンター長を置き、センター長は、障がい福祉課長をもって充てる。

2 センター長は、センターの職員として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等（以下「センター職員」という。）必要な職員を置く。

3 相談支援専門員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）沖縄県等が実施する相談支援従事者初任者研修修了者であって、障がい者等の処遇の業務に関する実務経験を 5 年以上有する者

(2) 前号に掲げるものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(業務内容)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止
- (5) 相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務
- (6) 相談機関との連携強化に関する業務
- (7) 宜野湾市障がい者自立支援協議会への参画及び運営に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する事業及び業務に付随する業務

(職員等の責務)

第 5 条 センター長及びセンター職員(以下「センター職員等」という。)又はセンター職員等であった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 センター職員等は、センターの業務の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

(業務委託)

第 6 条 市長は、センターの業務を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

2 前項による委託を受けた社会福祉法人等は、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 4 項に基づき、センター設置の届出を行わなければならない。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、センターの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 月 日から施行する。